事　 務　 連　 絡

令和6年4月17日

障害児通所支援事業所　各位

古河市役所　障がい福祉課

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａについて

　　日頃より、市福祉行政にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ＆A（令和６年３月２９日

付けこども家庭庁支援局障害児支援課）において、市町村判断となる内容について、古河市の加算の

取り扱いをQ＆Aに致しましたのでお知らせいたします。

Ｑ１　視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の対象要件において、古河市では手帳以外の対象要件をどのように判断するのか。※こども家庭庁のQ＆A問26参照

Ａ　医師意見書の内容により判断いたします。

また、医師意見書の提出については、人工内耳装用児支援加算と同様、事業所が保護者に加算

の主旨を説明、医師意見書の回収を行い、障がい福祉課へご提出いただきますようお願いいたし

ます。

Ｑ２　対象児童が複数事業所を利用している場合、放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）、の調査について、それぞれの事業所ごとに同様の調査を行い、保護者の同意を取る必要があるのか。

　また、個別サポート加算（Ⅱ）の同意については、事業所ごとに保護者の同意を取る必要があるのか。

Ａ　　個別サポート加算（Ⅰ）については、対象児童が複数事業所を利用している場合、保護者

負担の観点から原則上限管理事業所にて調査を実施し、他事業所はその調査結果により加算

　　　算定できる取り扱いとします。

ただし、上限管理事業所にて調査の実施が困難な場合は、事業所間で調整し他事業所にて

　　　調査を実施しても差し支えありません。

また、個別サポート加算（Ⅱ）については、事業所ごとに保護者の同意を取る必要があります。

Ｑ３　新規利用者の個別サポート加算（Ⅰ）の算定について、障がい福祉課の調査結果が非該当の場合、その後事業所が加算の必要性があると判断した際、再調査は可能か。

　Ａ　可能である。再調査は事業所が実施し、障がい福祉課へ調査票と届出書（同意書）を提出する。

・提出期限

①令和６年４月１日から算定する場合

　　　　現行通り、月末までに提出された場合、１日に遡って算定します。

　　　②令和６年５月１日以降に算定する場合

1)各月15日までに提出された場合は、提出された月の1日から算定します。

2)各月16日以降提出された場合は、翌月1日から算定します。

**問い合わせ先**

〒306-0221　古河市駒羽根1501　「健康の駅」（古河市総和福祉センター内）

障がい福祉課　障がい福祉係　市川、小林TEL：0280－92－4919（直通）